政令第百十三号

法務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）」に改め、同条第一項中「審議官六人（うち一人」を「サイバーセキュリティ・情報化審議官一人及び審議官七人（うち二人」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、法務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第十三条第一項中「五人（うち一人」を「六人（うち二人」に改め、「保護局」を削る。

附則第四項を附則第五項とする。

附則第三項中「は、平成三十年三月三十一日」を「のうち、一人は平成三十年三月三十一日まで、他の一人は平成三十四年三月三十一日」に改め、同項を附則第四項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

（大臣官房審議官の設置期間の特例）

2　第十二条第一項の審議官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものに限る。）のうち一人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

法務大臣　岩城　光英
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

外務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十四号

外務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「参事官」を「サイバーセキュリティ・情報化参事官、参事官」に改め、同条第一項中「大臣官房に」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化参事官一人」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　サイバーセキュリティ・情報化参事官は、命を受けて、外務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化についての企画及び立案に参画する。

第六十六条第五号中「第一号イ及びロに掲げる事項に関する」を「次に掲げる」に改め、「こと」の下に「（ロに掲げる条約その他の国際約束にあっては、その実施に関するものであって紛争解決の処理に関するものに限る。）」を加え、同号に次のように加える。

イ　第一号イ及びロに掲げる事項に関する条約その他の国際約束

ロ　経済上の連携に関する条約その他の国際約束及び投資に関する条約その他の国際約束

第六十七条第五号中「こと」の下に「（国際貿易課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第七十七条第一号中「、トルクメニスタン及びアフガニスタン」を「及びトルクメニスタン」に改める。

第七十八条第一号中「（アフガニスタンを除く。以下この条において同じ。）」を削る。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

財務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十五号

財務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「政策評価審議官」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官」を加え、同条第一項中「政策評価審議官一人」の下に「、サイバーセキュリティ・情報化審議官一人」を加え、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、財務省の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎